

徳島県監査委員公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年3月6日

徳島県監査委員 数 藤 善 和  
同 福 永 義 和  
同 片 山 義 司  
同 児 島 隆 勝  
同 森 田 正 博

監査結果の公表年月日	平成20年11月26日											
監 査 の 結 果				講 じ た 措 置								
<p>1 歳入で未収となっているもの</p>	<p>&lt;環境局環境首都課&gt; 環境衛生使用料（行政財産使用料）で収入未済がある。収入確保に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努める必要がある。</p> <p>環境衛生使用料（行政財産使用料）の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="479 772 965 943"> <tr> <td>平成19年度決算額</td> <td>5,694,184円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算額</td> <td>5,370,561円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>323,623円</td> </tr> </table>		平成19年度決算額	5,694,184円	平成18年度決算額	5,370,561円	増 減 額	323,623円	<p>今年度においては、平成21年2月までの間、7回に渡り債務者を訪問し督促を重ねてきた。 この結果、平成19年度決算額で、5,694,184円であった収入未済額のうち、平成21年1月末までに500,000円を収納した。 今後とも引き続き訪問督促を行うとともに、督促状の送付等の法的措置について、検討を進める。</p>			
	平成19年度決算額	5,694,184円										
平成18年度決算額	5,370,561円											
増 減 額	323,623円											
<p>&lt;保健福祉政策課&gt; 返納金（福祉奨学補助金返納金・介護福祉士等修学資金返還金）で収入未済がある。引き続き収入確保に努めるとともに、貸付に当たって制度の周知を図るなど、新たな収入未済の発生防止に努める必要がある。</p> <p>返納金（福祉奨学補助金返納金・介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="479 1222 965 1393"> <tr> <td>平成19年度決算額</td> <td>1,442,500円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算額</td> <td>1,505,200円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>△62,700円</td> </tr> </table>		平成19年度決算額	1,442,500円	平成18年度決算額	1,505,200円	増 減 額	△62,700円	<p>福祉奨学補助金返納金については、債務者が行方不明であり、消滅時効が完成しているため不納欠損処分を今年度末に行う。（2名、38,500円） 介護福祉士等修学資金返還金については、債務者や連帯保証人と納付交渉を行い、分割納付を行っている。この結果、平成19年度決算額で1,404,000円であった収入未済額のうち、平成21年1月末までに85,000円を収納した。 今後も、継続的に分割納付の状況を点検し、債務者の状況を見ながら納付金額の増額を検討する。新たな収入未済の発生防止策としては、修学資金貸付時に返還及び返還免除の制度についての指導を徹底することとした。</p>				
平成19年度決算額	1,442,500円											
平成18年度決算額	1,505,200円											
増 減 額	△62,700円											

### <こども未来課>

児童福祉費負担金、返納金(児童扶養手当返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入で収入未済がある。組織的な対応により、一層の収入確保に努める必要がある。また、児童福祉費負担金の負担義務、母子・寡婦福祉資金貸付金の返還義務及び児童扶養手当の支給要件について周知を図るなど、新たな収入未済の発生防止に努める必要がある。

#### 児童福祉費負担金の収入未済額の状況

平成19年度決算額	71,200円
平成18年度決算額	71,200円
増減額	0円

#### 返納金(児童扶養手当返納金)の収入未済額の状況

平成19年度決算額	14,387,392円
平成18年度決算額	14,468,812円
増減額	△81,420円

#### 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	102,415,582円
平成18年度決算額	102,967,042円
増減額	△551,460円

#### 寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	15,863,064円
平成18年度決算額	16,241,147円
増減額	△378,083円

### <障害福祉課>

心身障害者扶養共済掛金収入で収入未済がある。組織的な対応

#### 1. 児童福祉費負担金

滞納となったものについては、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、債務者への催告書の送付、夜間電話や訪問による納付指導を繰り返し行い、適切な債権管理に努めた。しかしながら、生活に困窮していることなどから納付にはいたらなかった。

今後も引き続き債務者への納付指導を粘り強く行い、収入確保に努めたい。

#### 2. 児童扶養手当返納金

滞納となったものについては、債務者への督促状の送付、電話や訪問による納付指導などを随時実施し、収入確保に努めた。また、児童扶養手当の支給要件等について記載したパンフレットのほか、不正受給防止の注意喚起を促すパンフレットを作成し、機会を捉えて受給者へ配布し、新たな収入未済の発生防止に努めた。さらに、平成20年4月から各総合県民局等に債権管理事務を委譲し、納付指導体制の充実を図った。

その結果、平成19年度決算額で14,387,392円であった収入未済のうち、平成21年1月末までに391,570円が収納された。

今後も引き続き新たな収入未済の発生防止を図るほか、より一層の収入確保に努めたい。

#### 3. 母子寡婦福祉資金貸付金

貸付申請時の、担当者や母子自立支援員による面接により、制度や連帯保証人の責任の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始の一ヶ月前には借受人に償還が開始する旨を連絡し、口座振替指導を行うなど、未収金の発生予防に努めた。また、滞納となったものについては、借受人又は連帯保証人への督促状の送付、滞納状況の文書通知、電話や訪問による償還指導に努め、組織的な対応により収納確保に努めた。さらに、平成20年度からはこども未来課が所管していた3市分の債権管理事務を東部保健福祉局に委譲し、償還指導体制の集約充実を図った。

滞納している借受人の中には、失業や不安定就労により生活に困窮している者も多く、母子自立支援プログラム策定事業やひとり親家庭こども自立支援事業を実施するなど、就労による自立支援にも取り組んでいる。

その結果、平成19年度決算額で118,278,646円であった収入未済のうち、平成20年12月末までに母子4,216,875円、寡婦291,136円が収納された。

今後も引き続き適切な償還指導により、新たな収入未済の発生防止に努めるとともに収入の確保に努めたい。

今年度の取組状況としては、障害者相談支援センターから掛金未納

により、一層の収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	11,938,000円
平成18年度決算額	12,454,320円
増減額	△516,320円

者に対し、督促状を送付するとともに、電話による納入の依頼も行った。また、障害者相談支援センターとともに戸別訪問を実施中で、直接会って納入等の指導を行っている。

現在、新たに掛金未納者が3名脱退し、口数が4口減少している。さらに、「掛金未納者の年金等取扱要領」を制定し、未済金に対して年金等を充当する場合の取り扱い手順を定めるとともに、障害者相談支援センターにおいて、「未収金徴収マニュアル」を作成した。

これらの取組の結果、平成19年度決算額で11,938,000円であった収入未済額のうち、平成20年12月末までに289,850円を収納し、11,648,150円となった。

平成19年度決算時に45名であった収入未済人数は、平成20年12月末現在で3名減少し、42名となった。

平成19年度決算時に2,009件であった収入未済件数は、平成20年12月末現在で54件減少し、1,955件となった。（※掛金納入者1人が支払う1ヶ月分の掛金を1件とする。）

### <中央児童相談所>

児童福祉費負担金で収入未済がある。引き続き収入確保に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

平成19年度決算額	30,076,045円
平成18年度決算額	33,783,300円
増減額	△3,707,255円

児童福祉費負担金については、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、関係機関、児童福祉司及び家庭相談員と連携して、文書・電話による督促、夜間訪問による納付指導を行うなど適切な債権管理に努めた。

その結果、平成19年度決算額で30,076,045円であった収入未済額のうち、平成20年12月末までに3,248,980円を収納した。

今後とも、適切な債権管理に努めるとともに、「未収金ケース検討会議」を開催し、債務者の状況に応じた対応策を検討することにより収入確保に努めたい。

### <障害者相談支援センター>

心身障害者扶養共済掛金収入で収入未済がある。債権管理マニュアルを作成する等、一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	1,210,120円
平成18年度決算額	0円
増減額	1,210,120円

今年度の取組状況としては、掛金未納者に対し、督促状を送付するとともに、電話による納入の依頼も行った。また、障害福祉課とともに戸別訪問を実施中で、直接会って納入等の指導を行っている。

現在、新たに掛金未納者が3名脱退し、口数が4口減少している。さらに、障害福祉課において、「掛金未納者の年金等取扱要領」を制定し、未済金に対して年金等を充当する場合の取り扱い手順を定めるとともに、「未収金徴収マニュアル」を作成した。

これらの取組の結果、平成19年度決算額で1,210,120円であった収入未済額のうち、平成20年12月末までに95,850円を収納し、1,114,270円となった。

平成19年度決算時に22名であった収入未済人数は、平成20年12月末現在で6名減少し、16名となった。

平成19年度決算時に171件であった収入未済件数は、平成20年12月末現在で13件減少し、158件となった。（※掛金納入者1人が支払う1ヶ月分の掛金を1件とする。）

**<地域経済課>**

中小企業近代化資金貸付金元利収入、違約金及び延納利息（中小企業設備近代化資金貸付金に係る違約金）で多額の収入未済がある。今後、一層の収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	1,491,751,466円
平成18年度決算額	1,529,014,653円
増減額	△37,263,187円

違約金及び延納利息（中小企業設備近代化資金貸付金に係る違約金）の収入未済額の状況

平成19年度決算額	2,034,395円
平成18年度決算額	2,034,395円
増減額	0円

**<検査金融課>**

農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入で収入未済がある。債務者の経営状況を把握の上、個々の状況に応じた回収を図る必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	18,968,909円
平成18年度決算額	17,325,987円
増減額	1,642,922円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	7,379,402円
平成18年度決算額	9,496,402円
増減額	△2,117,000円

中小企業近代化資金貸付金特別会計における未収金については、従来から、債務者及び連帯保証人に対し、電話や文書、さらに呼出や訪問等による督促を行うほか、担保物件や所有資産の処分、分割納付等により債権回収を図っている。

平成18年3月には中小企業近代化資金貸付金に係る債権管理マニュアルを策定するとともに、平成18年度にサービサーへの委託により実施した高度化資金貸付金の債権調査結果に基づき、債務者等の償還能力等に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めた。

平成20年度は、高度化資金貸付金を対象にサービサーに債権回収業務等を委託するなどにより、債務者等への督促・交渉をさらに強化しており、平成19年度決算額で1,491,751,466円であった収入未済額のうち、平成20年12月末までに44,131,000円を収納した。

今後とも、サービサーの効果的な活用の検討も含め、債務者等への督促・交渉を強化し、一層の未収金の縮減に努めたい。

1 農業改良資金貸付金元金収入については、延滞債務者で返還の目処がたっていない者は、返還計画書を提出させ、その履行の確約を取り、更には、債権保全措置を講じるため、物的担保（抵当権）の設定を行った。

その他、債権回収の強化として毎月1回の家庭訪問又は電話での督促を行った結果、平成19年度決算額で18,968,909円であった収入未済額のうち、平成21年1月末までに3,245,322円を収納した。

今後は、連帯保証人に対する返還請求など、より効果的な債権回収を実施する。

2 林業改善資金貸付金元金収入については、債権保全措置を講じるため、物的担保の徴取の調査検討を行った。

また、電話での督促等を行った結果、平成19年度決算額で7,379,402円であった収入未済額のうち、平成21年1月末までに105,000円を収納した。

今後は、連帯保証人に対して返還請求するとともに、物的担保（抵当権）の設定等の検討を行う。

**<用地対策課>**

特定事業移転促進貸付金元利収入で多額の収入未済がある。今後、一層の収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	586,227,428円
平成18年度決算額	597,000,880円
増 減 額	△10,773,452円

平成20年4月から12月までの間、19回にわたり、債務者（株式会社）の代表取締役社長や取締役副社長との面談または電話により督促を行った。

本年度当初、代表取締役社長は、厳しい経営環境下ではあるが、本年度は昨年度を上回る償還ができるよう努力するとの意志表示をし、平成19年度決算額で586,227,428円であった収入未済額のうち、平成20年12月末までに5,000,000円を収納した。

債務者は自動車部品の加工を主たる業務としているが、米国発の金融危機に端を発する新車販売台数の急激な減少による影響を受け、12月の受注量は従前の3割を下回っている。そのため、債務者は生産調整はもちろん、雇用調整、賃金カット、一部従業員の自宅待機などを行っている。

このように本年度当初には多くの経営者が予想できなかった程の急激な景気悪化という非常に厳しい経営環境となっている。しかしながら、未曾有の県財政の厳しさに加え、未済額の多さを考えるとき、今後の景気動向を注視しつつも債務者の納付意思と納付状況によっては抵当権の実行や連帯保証人に対する強制執行をも視野に入れ、引き続き強く回収に努める。

**<砂防防災課>**

雑入（行政代執行費用）で収入未済がある。適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（行政代執行費用）の収入未済額の状況

平成19年度決算額	6,576,620円
平成18年度決算額	6,576,620円
増 減 額	0円

債務者3名の預貯金、保険、不動産等の資産について再調査を実施した結果、債務者3名がそれぞれ所有する不動産と債務者1名の差押可能と判断される銀行預金及び給料のあることが判明した。

このため、平成20年11月4日に債務者のうち1名の銀行預金(459円)及び給料(約110,000円/月)の差押を行った。

また、平成20年11月5日に債務者3名が所有する不動産の差押を行った。

この結果、平成19年度決算額で6,576,620円であった収入未済額のうち、平成21年1月末までに、銀行預金459円、給料342,795円の合計額343,254円を収納した。

今後は、債務者1名の給料の差押を継続するとともに、差し押さえた不動産の公売手続を実施し、収入確保に努める。

**<南部総合県民局企画振興部>**

県税で多額の収入未済がある。市町等関係機関と連携して、一層の収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

平成19年度決算額	218,857,151円
平成18年度決算額	174,565,690円
増 減 額	44,291,461円

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき計画的な滞納整理に取り組んでいる。

平成19年度については個人県民税の現年度課税分が税源移譲により約1.8倍に増加したことから、前年度に比べて徴収率は1.6パーセント増となったものの、収入未済額は大幅に増加した。

収入確保への取り組みとしては、県税の収入未済額の7割を占める個人県民税については、市町に対する徴収支援として従前からの共同徴収や18年度からは県が市町から「個人住民税の一部」の徴収を引継、直接、徴収するなどの支援策を講じるとともに、その他の税目については、滞納繰越分整理強調月間（7月から9月）を設定し、電話

による催告、臨戸納税指導、悪質滞納者に対する債権の差押を実施するなど滞納整理に努力した結果、南部総合県民局管内において、平成19年度決算額で218,857,151円の収入未済額のうち、平成20年12月未までに35,402,924円を収納した。

今後も、さらなる適正、公平な税務行政の実現に向けて、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

また、個人県民税の収入未済額縮減については、現年課税分の年度内徴収の向上のために平成20年からの新たな取り組みとして、個人住民税の特別徴収制度の普及・拡大に向けた取り組みを実施するなど、各市町と連携しつつ徴収支援策の充実に努めたい。

**<南部総合県民局保健福祉環境部〈阿南庁舎〉>**

児童福祉費負担金で収入未済がある。債務者の経済状況等を把握の上、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

平成19年度決算額	4,366,200円
平成18年度決算額	5,382,130円
増減額	△1,015,930円

児童福祉費負担金については、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、家庭相談員と児童福祉司が連携して電話による催告、訪問による納付指導を行うなど適切な債権管理に努めた。

その結果、平成19年度決算額で4,366,200円であった収入未済額のうち、平成20年12月未までに922,900円を収納した。

今後とも、適切な債権管理を行うとともに、債務者の状況に応じた対応策を検討することにより収入確保に努めたい。

**<南部総合県民局保健福祉環境部〈美波庁舎〉>**

返納金（生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入で収入未済がある。一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努める必要がある。

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成19年度決算額	6,484,670円
平成18年度決算額	6,254,237円
増減額	230,433円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	13,019,357円
平成18年度決算額	13,332,692円
増減額	△313,335円

1 生活保護費返納金の収入未済については、催告書の送付、電話による催促の外、未納者への訪問等あらゆる機会を捉えて納付督促を行い、平成19年度決算額で6,484,670円であった収入未済額のうち、平成20年12月未までに240,433円を収納した。

今後とも、早期納付を図ることはもとより、相手に応じて履行期限の見直しを行う等滞納者の生活状況に応じた返納指導を続けることとしたい。また、適正な収入申告を徹底させることにより、返納金の調定減少化を図ることとする。

2 母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済については、貸付申請時において、担当者や母子自立支援員による面接により、制度や連帯保証人の責任についての十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始の一ヶ月前には借受人に償還が開始される旨を連絡し、口座振替指導をするなど、未収金の発生予防に努めた。

また、滞納となったものについては、借受人又は連帯保証人への督促状の送付、滞納状況の文書通知、電話や訪問による償還指導に努め、組織的な対応により収納確保に努めた。

生活に困窮し償還できない者の占める割合が高いことから、母子自立支援プログラム策定事業や、ひとり親家庭こども自立支援事業

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	2,706,161円
平成18年度決算額	3,576,289円
増減額	△870,128円

を実施するなど、就労による自立支援事業にも積極的に取り組んでいる。

その結果、平成19年度決算額で母子福祉資金貸付金13,019,357円、寡婦福祉資金貸付金2,706,161円であった収入未済額のうち、平成20年12月末までに母子福祉資金389,071円、寡婦福祉資金28,274円を収納した。

今後も引き続き、適切な償還指導により、新たな収入未済の発生防止に努める。

＜西部総合県民局企画振興部＞

県税及び税外収入で多額の収入未済がある。引き続き収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

平成19年度決算額	144,644,014円
平成18年度決算額	113,697,771円
増減額	30,946,243円

税外収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	12,058,600円
平成18年度決算額	12,941,000円
増減額	△882,400円

滞納となった県税及び税外収入については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき計画的な滞納整理に取り組んでいる。

平成19年度については、個人県民税の現年度課税分が税源移譲により約1.8倍に増加したことから前年度に比べて徴収率は1.2%改善したものの、収入未済額は大幅に増加した。

収入確保への取り組みとしては、県税の収入未済額の6割以上を占める個人県民税について、市町に対する徴収支援として、従前からの共同徴収に加え、平成19年度からは県が市町から「個人住民税の一部」の徴収を引継ぎ直接徴収するなどの支援策を講じた。その他の税目及び税外収入については、滞納繰越分整理強調月間（7月から9月）を設定し、電話による催告、臨戸納税指導、悪質滞納者に対する債権等の差押を実施するなど滞納整理に努力した結果、西部総合県民局管内の県税の平成19年度決算額で144,644,014円であった収入未済額のうち、平成21年1月末までに33,943,299円を収納した。また、税外収入は平成19年度決算額で12,058,600円であった収入未済額のうち、平成21年1月末までに34,700円を収納した。

今後も、さらなる適正、公平な税務行政の実現に向けて、納税秩序を確立し、税収の確保を図るために、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めることとする。

また、個人県民税の収入未済額の縮減については、現年課税分の年度内徴収の向上のために、平成20年度から個人住民税の特別徴収制度の普及・拡大に向けた取り組みを新たに実施するなど、市町と連携しつつ徴収支援策の充実に努めたい。

＜西部総合県民局保健福祉環境部（三好庁舎）＞

母子福祉資金貸付金元利収入で収入未済がある。一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努める必要がある。

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	10,726,116円
平成18年度決算額	10,414,211円

未収金の発生している者については、母子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアルに基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状の送付、滞納状況の通知、毎月1回電話と定期的な家庭訪問を実施するなど、精力的に償還指導を行っている。また、長期滞納者については、管内市町にも協力依頼し情報交換を行うとともに部内において定期的にケース検討会議を開催し、償還指導方針を見直すなど組織的な対応により未収金減少に努めている。

しかしながら、滞納者のなかにはパートやアルバイトに従事しているため生活に困窮し償還の滞っている者もいることから、従来から取

増 減 額	311,905円
-------	----------

り組んでいる母子自立支援プログラム策定事業に加え、平成20年度から新たにひとり親家庭こども自立支援事業を実施し、母親と子の就労を支援することにより自立を促し、償還に結びつけるように努めた。

このような取り組みの結果、ほとんどの債務者から少額ながら定期的な償還があり、平成19年度決算額で10,726,116円であった収入未済額のうち、平成21年1月末までに457,234円を収納した。

また、新たな未収金の発生防止対策として、貸付申請時には借受人及び連帯保証人に対して担当者及び母子自立支援員による面接を実施し、制度の趣旨や連帯債務について十分な説明と適正な償還計画・口座振替を指導するとともに、償還開始の1ヶ月前には借受人に償還開始通知を送付するなどし、未収金の発生防止に努めた。

今後は、さらに市町の担当者と連携を深めながら定期的な訪問指導により債務者の生活状況を把握し、未収金の減少に努めたい。

**<西部総合県民局保健福祉環境部（美馬庁舎）>**  
 返納金（生活保護返納金）で収入未済がある。一層の収入確保に努める必要がある。

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成19年度決算額	25,369,578円
平成18年度決算額	26,830,275円
増 減 額	△1,460,697円

一括返済が困難な者については、生活保護返納マニュアルに基づき分割で返納させるなど、可能な限り収入未済とならないよう努力しているが、債務者の大半が生活困窮者であることから、返済困難となって途中で中断し滞納となる場合がある。

こうした場合には、督促状や催告状を出すとともに、職員がチームを組んで年金受給日に家庭訪問するなど、精力的に取り組んでいる。

また、それ以外にも担当ケースワーカーが個別に債務者宅を訪問し、ねばり強く説得を重ねながら徴収に当たっている。

なお、市町村合併により、県から美馬市、三好市に移管された生活保護世帯で、県が徴収すべき債権が残っている場合には、各市福祉事務所の協力を求め、情報交換しながら積極的な徴収に努めている。

こういった取組みにより、殆どの債務者において定期的な返済ができており、その結果、平成19年度決算額で25,369,578円であった収入未済額のうち、平成21年1月末までに1,265,270円を収納した。

今後は、さらに管内市町、民生委員等関係者と連携し、債務者の生活状況等の把握に努めるとともに、定期的な訪問により鋭意徴収に努めたい。

その他債権管理については、マニュアルに基づく滞納整理台帳、債権管理台帳等を作成し適正な事務処理に努める一方、困難な事例等については部内で対策会議等を開催して問題点を検討するなど、部全体が一体となった組織的対応により処理している。

**<西部総合県民局保健福祉環境部（美馬保健所庁舎）>**  
 児童福祉費負担金で収入未済がある。一層の収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

平成19年度決算額	1,507,280円
平成18年度決算額	1,993,940円

児童福祉費負担金については、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、家庭相談員及び児童福祉司が連携し、電話による催告、訪問による納付指導を行うなど適切な債権管理に努めた。

その結果、平成19年度決算で1,507,280円であった収入未済額のうち、平成20年12月末までに280,150円を収納した。

今後とも、適切な債権管理に努めるとともに、未収金ケース検討会等を開催し、債務者の状況に応じた対応策を検討することにより収入確保に努めたい。

増 減 額	△486,660円
-------	-----------

**<西部総合県民局農林水産部〈美馬庁舎〉>**

返納金（前払金返納金）で収入未済がある。債務者の資産状況等を十分調査の上、整理等も含めて検討する必要がある。

返納金（前払金返納金）の収入未済額の状況

平成19年度決算額	3,343,000円
平成18年度決算額	3,343,000円
増 減 額	0円

A社の返納金については、地方自治法施行令第171条に基づき継続的に督促の手続きを行っており、平成20年度においては訪問による督促を7回、督促状の送付を5回行うなど、返納金の回収に努めてきた。

しかし、現在の資産状況等について調査を実施したところ、事業活動がされておらず、所有している不動産は倉庫のみで、その倉庫についても現地及び不動産登記簿によりその存在を確認したが、他社による共同担保としての抵当権設定登記がなされており、さらに、債権者国民生活金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）から仮差し押さえがなされている。

当該倉庫に係る固定資産証明書の評価額1,789千円であるが、上記抵当権の被担保債権額及び仮差し押さえに係る債権額を考慮すると、当該倉庫からの債権回収は事実上不可能である。また、固定資産税についても滞納しており、A社は無資力の状態である。

このことから、地方自治法施行令第171条の6に基づき、経営再建に向け履行延期申請の手続きを促すなど、債権回収のための様々な措置を講じたところではあるが、A社からは何らの回答も無い状況であり、今後は「徳島県債権管理基本方針」に基づき、本庁関係課とともに専門家の意見を聞きつつ整理の方法等について検討を進め、引き続き適切な返還交渉に努める。

**<教育委員会学校政策課>**

奨学金貸付金元金収入で収入未済がある。債権管理マニュアルを作成する等、一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	33,248,710円
平成18年度決算額	30,592,420円
増 減 額	2,656,290円

奨学金貸付金元金収入については、月々発生する滞納に対し、その都度電話による指導や、夜間を含む家庭訪問指導の日数を、前年度に比べ大幅に増加させるなど、返還指導の強化を図るとともに、滞納者対策を手順化した「徳島県奨学金貸付金返還指導マニュアル」を作成し、一層の歳入確保に努めた。

その結果、平成19年度決算額で33,248,710円であった収入未済額に対し、平成21年1月15日までに4,071,920円を収納した。

また、平成20年度から返還を開始する約300名に対し、事前に電話による適正な返還の指導を行うとともに、平成21年度から返還が開始になる約260名に対し、返還金が新たな奨学金の貸与の原資となることなど、返還の重要性について、学校長等から卒業前に指導することとした。

さらに、月々発生する多数の口座振替不能者に対し、当月分の納付書による納付や次月分の口座への入金を指導するなど、新たな収入未済の発生防止に努めた。

今後とも、以上の取組を徹底することにより、一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

**<教育委員会人権教育課>**

教育委員会奨学金貸付金元金収入で収入未済がある。債権管理

教育委員会奨学金貸付金元金収入については、滞納者に対する電話

マニュアルを作成する等、一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成19年度決算額	153,712,415円
平成18年度決算額	120,261,166円
増減額	33,451,249円

指導や戸別訪問指導の日数を増加するなど返還指導の強化を図るとともに、奨学金貸付金債権管理マニュアルを作成し、一層の歳入確保に努めた。

その結果、平成19年度決算額で153,712,415円であった収入未済額に対し、平成21年1月15日までに2,116,710円を収納した。

また、返還免除を含む奨学金返還制度についての周知をこれまで以上に図るため、より分かりやすい「奨学金返還のしおり」を作成するとともに、未収金削減強調月間を定めて課員全員による戸別訪問等に取り組むこととした。

さらに、貸与者に対する相談窓口の拡充を行うなど、新たな収入未済の発生防止に努めた。

今後とも、以上の取組を徹底することにより、一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

<警察本部会計課>

過料等（放置違反金）で収入未済がある。新たな収入未済の発生を防止するためにも、積極的に滞納処分を行う必要がある。

過料等（放置違反金）の収入未済額の状況

平成19年度決算額	1,858,000円
平成18年度決算額	801,000円
増減額	1,057,000円

所在不明者の所在調査、反復継続した催促、使用者宅への訪問と面接、銀行等の口座差押え、車検拒否制度の適用、他機関との連絡体制の確立等を実施し、平成19年度決算で1,858,000円（123件）であった収入未済のうち、平成21年1月末までに、744,000円（49件）を徴収した。

また、今後とも同様に積極的に収入未済の徴収に努め、新たな収入未済の発生を防止する。

2 収入で未収となっているもの

<中央病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）については、徳島簡易裁判所に支払督促の申立を行う等未収金解消に努めているが、なお一層の収入確保と新たな滞納未収金の発生防止に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成19年度決算額に係る 平成20年5月末残額	76,038,177円
平成18年度決算額に係る 平成19年5月末残額	70,095,212円
増減額	5,942,965円

未収金回収のための取組として、滞納者やその保証人等に対して、電話・郵便・居宅訪問による督促を行うとともに、滞納者が再受診し会計する際にも過去の未払金があることを告知するなどして督促を行った結果、平成19年度決算額に係る平成20年5月末残額76,038,177円のうち、平成20年12月末までに、13,947,417円を収納した。

また、長期間滞納者のうち督促を行ってもなお支払に応じない者に対しては、昨年度より、支払督促の申立や訴訟などの法的措置を行っており、これまで21件（対象額10,126,710円）の手続を進めているほか、新たに、時間外会計窓口業務を開始することにより、未収金の発生を抑制する取組を行っている。

今後とも、未収金発生を未然に防止するため、患者の状況に応じた各種社会保障制度等の相談に応じることに加え、時間外会計の運用時間拡大などの取組に努めるとともに、電話・郵便・居宅訪問による督促及び必要に応じた法的措置を継続して行うことにより未収金の回収に努めたい。

<三好病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）については、債務者の資産状況等に応じた回収計画を策定し徴収に努めるなど、なお一層の努力が必要である。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成19年度決算額に係る 平成20年5月末残額	36,579,164円
平成18年度決算額に係る 平成19年5月末残額	36,275,442円
増 減 額	303,722円

未収金回収のための取組として、滞納者に対して、電話・郵便・居宅訪問による督促を行うとともに、滞納者が再受診し会計する際にも過去の未払金があることを告知するなどして督促を行った結果、平成19年度決算額に係る平成20年5月末残額36,579,164円のうち、平成20年12月末までに、4,935,797円を収納した。

また、長期間滞納者のうち督促を行ってもなおお支払に応じない者に対しては、今年度より、支払督促の申立や訴訟などの法的措置を行っており、これまで10件（対象額2,303,646円）の手続を進めている。

今後とも、未収金発生を未然に防止するため、患者の状況に応じた各種社会保障制度等の相談に応じるなどの取組に努めるとともに、電話・郵便・居宅訪問による督促及び必要に応じた法的措置を継続して行うことにより未収金の回収に努めたい。

**<海部病院>**

医業未収金（診療報酬等個人負担分）については、債務者の資産状況等に応じた回収計画を策定し徴収に努めるなど、なお一層の努力が必要である。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成19年度決算額に係る 平成20年5月末残額	6,961,326円
平成18年度決算額に係る 平成19年5月末残額	8,337,627円
増 減 額	△1,376,301円

未収金回収のための取組として、滞納者やその保証人等に対して、電話・郵便・居宅訪問等による督促を行うとともに、滞納者が再受診し会計する際にも過去の未払金があることを告知するなどして督促を行った結果、平成19年度決算額に係る平成20年5月末残額6,961,326円のうち、平成20年12月末までに、424,440円を収納した。

今後とも、未収金発生を未然に防止するため、患者の状況に応じた各種社会保障制度等の相談に応じるなどの取組に努めるとともに、電話・郵便・居宅訪問による督促及び必要に応じた法的措置を行うことにより未収金の回収に努めたい。

**3 契約事務で  
適切でないもの**

**<南部総合県民局県土整備部（阿南庁舎）>**

逮捕された元職員が担当した物品調達等については、業者選定が恣意的に行われており、競争性が確保されていない。今後、このようなことがないようにチェック体制を強化する必要がある。

平成20年8月25日付けで「職員不祥事の再発防止対策（契約事務部会関係）」が徳島県再発防止検討会議から知事宛提言された。

この提言を受け、県土整備部においては、同日付けで「県土整備部物品調達等業務改善マニュアル」を策定し、平成20年9月1日より再発防止対策を実施している。

物品調達等の「審査体制の強化」を図るため、発注・支払い部門を企画担当の事務分掌とし、要求部門と分離することでダブルチェック体制の確立に努めている。

なお、各伺いごと（購入伺い・見積伺い・経費支出伺い）にチェックリスト作成を義務付け、審査を確実なものにするよう努めている。

また、「南部総合県民局県土整備部阿南庁舎物品発注業者選定基準」及び「南部総合県民局県土整備部阿南庁舎修繕工事発注業者選定基準」を定め、発注方法及び業者選定の手続きを明確化するとともに、「物品購入業者選定委員会」による月間発注状況の事後の確認及び審査を行

		<p>い、特定業者への過度な発注等、当該契約行為の適否を監視するよう努めている。</p> <p>物品調達等の「競争性を確保」するため、物品調達においては、1件50万円以上（平成21年度以降は1件30万円以上）は、原則的に競争入札とする。</p> <p>なお、競争性の発揮できる多様な契約方法への移行を進めるため、オープンカウンターの導入や単価契約の導入を検討しているところである。</p> <p>また、修繕工事においても、1件50万円以上（平成21年度以降は1件30万円以上）は、原則的に競争入札とする。</p> <p>今後も、物品調達等に関する事務処理に当たっては、要求部門と発注・支払い部門の分離をはじめ、業者選定の明確な基準の策定、随意契約から競争契約への移行の促進等、更なる透明性、公正性及び競争性が確保されるよう努める。</p>
	<p><b>&lt;警察本部会計課&gt;</b>  「運転免許センターほか3か所設備管理業務」に係る指名競争入札において、指名業者の選定に不備があった。指名業者選定に条件を付す場合は、客観的合理性のある選定条件を設定する必要がある。</p>	<p>警察施設の特殊性として、休日・深夜においても発生する突発的事案に対応しなければならないこと、運転免許証の即日交付等の警察活動に支障を来さないよう庁舎設備を常時良好に維持する必要があること等から、平成20年度においては、県の機関等において設備管理業務の実績があること、各種設備を総合的に維持管理するための資格、能力及び経験等を有する人材を確保していること、県内に本店又は支店等があり緊急時には、休日、深夜であっても即応できる体制を有していること等を勘案して、従業員を多数（50人程度以上）雇用している17業者を選定し、指名競争入札を実施した。</p> <p>その結果14業者が参加し、適正な競争入札が行われた。</p> <p>なお、平成21年度以降についても、県管財課等関係機関と協議検討を重ねながら、より適正な競争入札及び契約の実施を図ることとする。</p>
<p><b>4 旅費事務で適切でないもの</b></p>	<p><b>&lt;南海地震対策課&gt;</b>  県外へ出張した職員に対して、旅費を二重払い（概算払と精算払の重複）しているものがあった（過支給額42,940円）。今後、このようなことがないようチェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、旅費担当者が、旅費を既に概算払いしているにもかかわらず、不注意により重複して支出し、決裁に関わる者も概算払いしていることが確認できなかったため発生したものである。</p> <p>なお、旅行者は今回の事案が判明した後、直ちに過支給額を返納している。</p> <p>今後は、このようなことが発生しないように、県外への旅行にかかる旅費を精算払する際は、決裁に関わる者が、概算払いされていないことを旅費担当者に確認するなどのチェックを加えることとした。さらに、所属内で法令遵守の会議を開催し、その中で所属職員に注意喚起することとした。</p>
<p><b>5 土地改良区の検査について</b></p>	<p><b>&lt;検査金融課&gt;</b>  「徳島県土地改良区等検査実施要領」及び検査手法等に不備な点が認められた。早急にこれらの見直しを行う必要がある。</p>	<p>「徳島県土地改良区等検査実施要領」等の見直しについて、具体的改善点は、検査着手前日までを検査の対象期間としたこと、検査の実施に当たっては、原則、無通告としたことなど、「徳島県土地改良区等</p>

検査実施要領」等，所要の改正を行った。

更には，平成20年8月25日開催の土地改良区役職員研修会において，決算書の作成時期を早めるよう周知徹底した。

なお，検査指摘事項の改善状況について，定期的にチェックを行うとともに，改善が図られていない事項は厳正に指導することとした。